

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十二月二十八日奈良県指令中土第五〇―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年五月十四日中土第七〇―一―二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年五月十四日中土第七一―一―号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市白檀町四丁目一―番二〇、一―番三四、一―番三五及び一―番三六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二―七番地の一

松平建設株式会社 代表取締役 南村政廣

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市白檀町四丁目一―番二〇